

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第157号）及び同年3月29日（同第269号）

答申日：平成29年2月20日（平成28年度（行情）答申第735号及び同第737号）

事件名：「「特殊武器防護の教育訓練に関する研究」成果報告（終了）」等の一部開示決定に関する件

「「特殊武器防護の教育訓練に関する研究」成果報告（終了）」等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「「特殊武器防護の教育訓練に関する研究」に関し「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、以下に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 「特殊武器防護の教育訓練に関する研究」成果報告（中間）
（研定第3号）（化学研第13号。25.3.22）（別紙及び別冊第1から第3まで）

文書2 「特殊武器防護の教育訓練に関する研究」成果報告（終了）
（研定第3号）（化学研第44号。25.9.30）（別紙及び別冊第1から別冊第3まで）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月18日付け防官文第20097号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、各異議申立書、意見書及び提出資料の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 平成28年（行情）諮問第157号

ア 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

オ 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 平成28年（行情）諮問第269号

交付された複写を見る限り、開示決定通知書で特定された文書以外のものが含まれており（「特殊武器防護の教育訓練に関する研究（審議資料）」と題する資料を添付（本答申では省略））、文書の特定が不正確かつ誤りがあるものと思われる。

また、交付された複写のうち「8 別冊第1（校審資料）（電8）」の以下の箇所は、本来不開示ではないはずであるが墨消しとされているので、その資料を提出する（本答申では省略）。

24枚目（表紙から。以下同じ）：「修正案」の「修」が消されている。

25枚目：「修正案」の「案」が消されている。

同上：「化学防護隊」の「隊」が消されている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として「「特殊武器防護の教育訓練に関する研究」成果報告（中間）（研定第3号）（化学研第13号。25.3.22）」及び「「特殊武器防護の教育訓練に関する研究」成果報告（終了）（研定第3号）（化学研第44号。25.9.30）」を特定し、平成27年5月22日付け防官文第8493号により、それぞれの表紙を開示決定した上で、残余の部分（本件対象文書）について、同年12月18日付け防官文第20097号により、法9条1項の規定に基づく一部開示決定（原処分）を行った。本件各異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 不開示とした部分及び理由について

別紙1のとおり。

3 異議申立人の主張について

(1) 平成28年(行情)諮問第157号

ア 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

イ 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示請求者から開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

エ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち一部の不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙1のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 平成28年(行情)諮問第269号

異議申立人は、「交付された複写を見る限り、開示決定通知書で特定された文書以外のものが含まれて」いるとして、文書の特定に誤りがあると主張するが、本件開示請求に対して特定した文書のうち、「「特殊武器防護の教育訓練に関する研究」成果報告(中間)(研定第3号)(化学研第13号。25.3.22)」は、かがみ並びに別紙及び別冊第1から第3までの添付書類で構成されており、開示決定通知書で特定された文書以外のものとして異議申立人が異議申立書に添付した頁は別冊第1の審議資料の表紙(別冊第1の2枚目)である。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行情)諮問第157号及び同第269号を併合の上、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|----------------------------------|
| ① | 平成28年2月18日 | 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第157号) |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受(同上) |
| ③ | 同年3月9日 | 審議(同上) |
| ④ | 同月28日 | 異議申立人から意見書を收受(同上) |
| ⑤ | 同月29日 | 諮問の受理(同第269号) |
| ⑥ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受(同上) |
| ⑦ | 同年5月6日 | 異議申立人から資料を收受(同上) |
| ⑧ | 平成29年2月8日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑨ | 同月16日 | 平成28年(行情)諮問第157号及び同第269号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めるとともに、本件対象文書の特定には誤りがあると主張しており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

本件対象文書を見分するとともに、諮問庁から提示を受けた文書1の表紙を確認すると、異議申立人が開示決定通知書で特定された文書以外のものであると主張する「特殊武器防護の教育訓練に関する研究（審議資料）」は、諮問庁が上記第3の3（2）で説明するとおり、文書1の別冊第1の審議資料の表紙（別冊第1の2枚目）であることが認められる。

したがって、本件対象文書の特定に誤りがあるとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）教育訓練に関する情報

別紙1の番号1, 3, 6ないし9, 14, 16, 18, 20, 22, 24, 26, 28及び29に掲げる部分には、陸上自衛隊の特殊武器防護、すなわち核・生物・化学兵器への対応に係る教育訓練に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち別紙2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙2に掲げる部分は、他の開示部分から容易に推測ができる記載であることから、これを公にしても、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすなど、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

（2）防衛力整備、運用に関する情報

別紙1の番号2及び10に掲げる部分には、陸上自衛隊の防衛力整備、運用に関する計画及びその研究に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（3）装備品に関する情報

別紙1の番号4及び11に掲げる部分には、陸上自衛隊の装備品の機能・性能に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の装備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とする

ことが妥当である。

(4) 部隊編成に関する情報

別紙1の番号5, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25及び27に掲げる部分には, 特殊武器防護に係る陸上自衛隊の部隊編成に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は, これを公にすることにより, 特殊武器防護に係る陸上自衛隊の態勢の一端が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので, 法5条3号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(5) 放射線モニタリングの要領等に関する情報

別紙1の番号12に掲げる部分には, 陸上自衛隊の放射線モニタリングの要領等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の放射線モニタリング等の能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので, 法5条3号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

- (1) 異議申立人は, 上記第2の2(2)のとおり, 開示実施文書において, 本来不開示ではない箇所が墨消しされている旨主張するが, 本件対象文書を見分したところ, 当該箇所は, 元の記載の上に重なる形で不開示情報に該当する情報が別途記述されているために, 上記記載の一部がもともと不明となっている部分であると認められるから, 本来不開示情報に該当しない情報が原処分で不開示とされたものとは認められない。

したがって, 異議申立人の上記主張には理由がない。

- (2) また, 異議申立人のその他の主張は, 当審査会の上記2及び3の判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件請求文書の開示請求に対し, 本件対象文書を特定し, その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については, 防衛省において, 本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので, 本件対象文書を特定したことは妥当であり, 別紙2に掲げる部分を除く部分は, 同号に該当すると認められるので, 不開示としたことは妥当であるが, 別紙2に掲げる部分は, 同号に該当せず, 開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

1 文書 1

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	別紙	1 枚目, 2 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当する。
2	別冊第 1	4 ページ及び 9 ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の防衛力整備, 運用に関する計画及びその研究に係る情報であって, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当する。
3		6 ページ, 8 ページ, 10 ページないし 24 ページ, 30 ページないし 46 ページ及び 48 ページないし 61 ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当する。
4		18 ページ及び 25 ページないし 28 ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の装備品の機能・性能に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の装備品の質的能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当する。
5		22 ページ及び 47 ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の部隊編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の防衛態勢が推察され, 自衛

			隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
6	別冊 第2	1ページないし18ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
7	別冊 第3	1ページないし3ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

2 文書2

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
8	別紙	1枚目, 2枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
9	別冊 第1	3ページ, 11ページ, 14ページ, 15ページ, 17ページないし28ページ, 31ページないし49ページ, 53ページないし60ページ, 63ページな	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

		いし 6 5 ページ, 6 7 ページ, 6 9 ページ, 7 0 ページ, 7 2 ページないし 8 3 ページ, 8 6 ページ及び 9 0 ページないし 9 2 ページのそれぞれ 一部	
1 0		6 ページ, 6 2 ページ, 7 1 ページ, 7 2 ページ, 8 4 ページ及び 8 9 ページのそれぞれ 一部	陸上自衛隊の防衛力整備, 運用に関する計画及びその研究に係る情報であって, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当する。
1 1		9 ページ, 1 0 ページ, 5 1 ページ, 5 2 ページ, 6 6 ページ及び 8 5 ページのそれぞれ 一部	陸上自衛隊の装備品の機能・性能に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の装備品の質的能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当する。
1 2		6 8 ページ, 8 7 ページ及び 8 8 ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊のモニタリングの測定要領等に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊のモニタリング等の能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当する。
1 3	別冊 第 2 - 1	1 ページないし 3 ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の部隊編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれ

			があることから、法5条3号に該当する。
14		2ページないし10ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
15	別冊 第2 -2	1ページの一部	陸上自衛隊の部隊編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
16		1ページないし6ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
17	別冊 第2 -3	1ページの一部	陸上自衛隊の部隊編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
18		1ページないし8ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

19	別冊 第2 -4	1ページの一部分	陸上自衛隊の部隊編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
20		1ページないし8ページのそれぞれ一部分	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
21	別冊 第2 -5	1ページ及び8ページのそれぞれ一部分	陸上自衛隊の部隊編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
22		1ページないし5ページのそれぞれ一部分	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
23	別冊 第2 -6	1ページ及び3ページのそれぞれ一部分	陸上自衛隊の部隊編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
24		1ページないし51ページのそれぞれ一部分	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸

		れ一部	上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
25	別冊第2-7	1ページ及び4ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の部隊編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
26		1ページないし43ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
27	別冊第2-8	1ページ及び4ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の部隊編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
28		1ページないし51ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
29	別冊第3	1ページの一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の特殊武器防護の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的

			な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
--	--	--	---

(注) 「不開示とした部分」のうち、「枚目」は各別紙の最初のページから数えた通しの枚数を、「ページ」は各別冊の各ページ右上部又は下部に記載のページ番号を指す。

別紙 2（開示すべき部分）

該当文書	具体的箇所
文書 1	別冊第 1 の 8 ページの不開示部分の全て

（注） 「具体的箇所」の「ページ」は、文書 1 の別冊第 1 の右上部に記載のページ番号を指す。